

認定こども園相模女子大学幼稚部における子育て支援の役割

和田 美奈子^{*}・尾崎 康子^{**}・齋藤 正典^{***}

The Role of Child Care Support in Kindergarten Attached to Sagami Women's University

Minako WADA^{*}, Yasuko OZAKI^{**}, Masanori SAITO^{***}

【要旨】

相模女子大学幼稚部では、平成 28 年度から幼保連携型認定こども園に移行したことにより子育て支援室が開設された。全国的に見ても認定こども園に子育て支援室があり臨床発達心理士が週 3 日専任の担当職員として配置している認定こども園の数は少ない。認定こども園相模女子大学幼稚部で実施されている具体的な活動としてクラスでの取り組みは個別支援計画の策定、クラスにおける支援がある。子育て支援室の取り組みとしては発達相談、発達アセスメント、遊びを通じた個別対応、記録管理を行っている。他機関との連携では相模女子大学子育て支援センター、子育て支援センター教員によるコンサルテーション、大学教員によるスーパーバイズ、子育て支援センター事業への参加、子育て支援センター共催事業と学外機関との連携がある。本稿は認定こども園の子育て支援室の具体的な実践活動とその内容を報告し今後の子育て支援室が求められる役割やあり方を考察し、認定こども園の一資料になることを目的とする。

キーワード：子育て支援，子育て支援室，認定こども園，インクルーシブ保育，実践報告

1. はじめに

認定こども園法が平成 18 年 6 月に施行されてから現在に至るまでに、認定こども園は全国に 5,000 件以上設置されている。認定こども園には、幼保連携型、幼稚園型、保育園型、地方裁量型の 4 つの類型がある。また、認定こども園の役割の一つとして地域子育て支援センターの拠点となることが期待されており、認定こども園に子育て支援室がある園は多い。このような状況の中で、認定こども園相模女子大学幼稚部（以下、幼稚部）は、平成 27 年に幼

稚園から幼保連携型認定こども園に改組され、平成 28 年には子育て支援室が設置された。

一方、幼稚部は、平成 25 年度から平成 27 年度の 3 年間、文部科学省の「インクルーシブ教育システム構築モデル(モデル園)」に採択された。これをきっかけとして、インクルーシブ教育・保育を導入し、そのための環境整備などを行っている（齋藤，2017）。子育て支援室の設置は、インクルーシブ教育・保育の環境整備の一環であり、インクルーシブ教育・保育の要としての役割が期待されてのことで

* わだ みなこ 認定こども園相模女子大学幼稚部

** おざき やすこ 相模女子大学人間社会学部人間心理学科

*** さいとう まさのり 相模女子大学学芸学部子ども教育学科・認定こども園相模女子大学幼稚部

あった。そして、子育て支援室の開設当初から、臨床発達心理士（以下、心理士）が専任の担当者として配置され、インクルーシブ教育・保育に携わっている。一般に、認定こども園の子育て支援室では、もっぱら園長や主任が兼任で担当しており、幼稚部の子育て支援室に専任の心理士が配置されたことは特記されるべきことである。

本稿では、幼稚部におけるインクルーシブ教育・保育の推進にあたり、子育て支援室のどのような役割を担い、どのような取り組みを行ってきたかについて報告する。

2. 子育て支援室の体制

1) 場所

子育て支援室は幼稚部園舎の一角に位置しており、プレイルーム、相談室などが設置されている。子育て支援室は、卒園時から贈呈されたどんぐりの樹に由来して「どんぐりのへや」と名付けられた。

プレイルームでは、子どもへの個別対応を行う時に使用する。なお、現在、個別対応をするにあたって必要となる玩具や発達検査用具を準備し整えているところである。また、相談室は、在園児の保護者を対象にした発達相談の際に使用する。子育て支援室は、従来の教室を改装したもので、保護者が落ち着いて話せる空間となるよう配慮してある。

2) 職員配置

子育て支援室の専任の担当心理士として、第一著者が非常勤で週3日勤務している。

3) 活動方針

子育て支援室の活動は、幼稚部のインクルーシブ教育・保育の基本方針をもとに行っている。その内容を表1に示す。

表1 認定こども園相模女子大学幼稚部のインクルーシブ教育・保育の基本方針

- すべての園児を対象とし、一人一人の教育的・発達のニーズに最適と考えられる指導・援助を提供する
- 特に配慮が必要と考えられる子どもに対しては「幼児のアセスメントとIEP(個別支援計画)の作成とIEP(個別支援計画)に基づく教育の

実践と教育の評価・反省・改善」に基づく個別支援を行う

- 多様な教育的・発達のニーズを持つ子供たちの全てが、主体的に参加できるような教育・保育の内容や方法を検討し実践する
- 多様な教育的・発達のニーズを持つ子供たちが幼稚部で共に生活するからこそ経験できること、学べることを十分に活かした教育・保育を実践する

3. 子育て支援室が関係する活動

幼稚部のインクルーシブ教育・保育を実践していくにあたり、子育て支援室は、その推進の要となつて機能している。具体的な活動として、クラスでの取り組みと子育て支援での取り組みに分けられる。

1) クラスでの取り組み

①個別支援計画の策定

クラスでの取り組みとして、まず、気になる子どもに対する個別支援計画（Individualized Education Program：IEP）を策定する。気になる子どもとは、子どもが幼稚部で自分らしさを発揮できずに、子ども自身が困っている子どものことである。IEPでは、担任保育者が集団保育において子どもに対して行う配慮と、心理士が行う個別支援の両方について検討する。IEP策定には、支援保育コーディネーター（主任）、心理士、担任保育者、副担任保育者が参加する。IEP策定とそれに基づく支援についての流れを図1

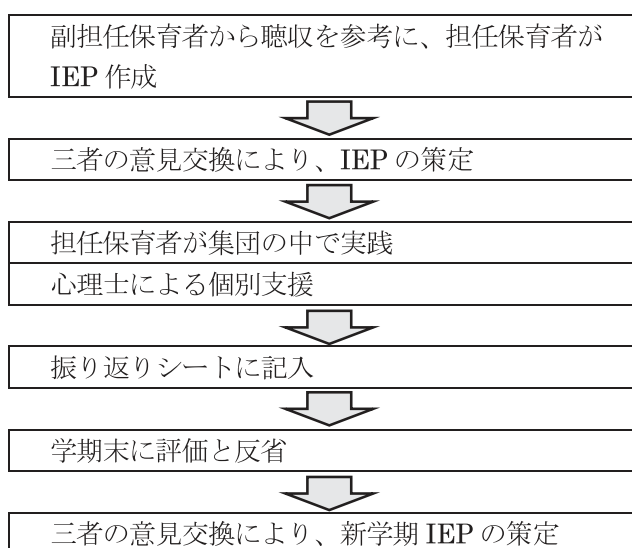


図1 IEP 策定と支援の流れ

※三者とは、支援保育コーディネーター、担任保育者、心理士のことを指す

に示す。

IEP 策定にあたって第一に留意すべきことは、子ども自身が困っているために対応するのであって、保育者が対象児への対応に困っているためではないということである。この観点を共通認識として持つために大切にしている事項を表2に示す。

表2 IEP 策定において大切にしている事項

- ・ 幼稚部のすべての人的環境（全職員）及び物的環境によって子どもの育ちを支援する
- ・ 保育者が子どもの「苦手なところ（弱み）」に是正するよりも、「得意なところ（強み）」に注目し、伸ばしていく支援を目指す
- ・ 凸凹の凹の部分克服させるような子どもを追い込む保育を避ける
- ・ 苦手なところを個別に支援する内容と、集団の中で子どもに対する支援する内容の2本の柱で考える
- ・ 保育者と心理士の間で、合理的配慮と特別扱いの違いについて共通認識を持つ
- ・ 保育者が理解し、実現できるような実現可能な内容を具体的に書くことを心がける
- ・ 子どもに対して否定的な言葉で表記することを控える
- ・ 子どもの視点を大切にする。「子どもはどうしたいだろうか」「どのように思っているのか」を大切に念頭に置くこと
- ・ 子ども主体の支援を考える。
- ・ 保護者の希望を反映させる

幼稚部では最初から完璧な IEP を策定することを目指すのではなく、実施する過程で、子どもの反応、様子、集団の中での支援は適切だったか、子どもの気持ちをくみ取っていたか、保護者の希望に沿っていたかなどを振り返り、修正を加えていく。その際、子どもが「幼稚部に来て楽しかった」と感じることが出来る園生活を支援できるように力を注ぐことを重視している。

また、IEP の保護者への説明とその内容確認については、保護者から、発達相談を実施した後、合理的配慮と一緒に考えたいと情報共有を求めてくるケース、保護者は発達相談を受けているが、集団の中での子どもの姿に対して話し合いの必要性を感じていないケースなど様々であるので、保護者の希望に沿って対応している。また、子どもをより深く理

解する足掛かりとなるように、子ども理解のための資料や文献を配付している。

②クラスにおける支援

担任保育者は、クラスの集団活動の中で、IEP に基づいて子どもを支援するにあたり、心理士と話し合いながら進めていく。また、心理士も、IEP に沿って、クラスにおいて個別支援を行う。これらのクラスでの支援を行うために、心理士は、クラスにおける子どもの様子を十分に把握する必要がある。その後、子どもの様子に合わせて臨機応変に IEP の変更や調整を行っていく。その流れを表3に示す。

表3 巡回相談の流れ

- a. 担任保育者・副担任保育者から、これまでの子どもの様子について聞き取りを行う
- b. 心理士が保育に入り参加観察する
- c. ABC 観察を書く
- d. 観察後、担任保育者・副担任保育者と子どもについて話し合いを行う
- e. 話し合いの内容を整理し、次の日から実践できる支援内容を考え、IEP を柔軟に変更または追加して対応する
- f. 一定期間をおき、再度子どもの様子を観察し確認する
- g. 支援内容の再調整を行う

外部の巡回相談に日数は限られているが、心理士が週3日勤務しているために、子どもの様子を繰り返し観察し、保育者と一緒に支援内容を変更、追加、調整できる。この時に注意を要する点は、担任保育者と心理士がお互いの立場として意見交換を行うが、個別対応的な支援や集団活動の中だけの支援のどちらにも偏らないで、両方の側面を持つ支援内容を検討することである。幼稚部の中にある子育て支援室という位置づけから療育施設で行われるような合理的配慮と、幼稚部という枠組みの中での支援内容とが、混在しているという意識が両者の中で共有されることが重要になってくる。

また、クラスにおける支援に関する話し合いの際に議論となる合理的配慮について、担任保育者と心理士の相違点も浮かび上がってきた。齋藤（2017）は、保育者は幼稚部の教育・保育目標や方針に基づいて、集団を前提に個に対する指導や援助を考えるのに対して、心理士などは、幼稚部の生活などの文

脈から切り離し、その子どもの発達を捉えた上で、それに対する支援の在り方を捉えようとする傾向が強いと述べている。具体的な例を示すと、「視覚的支援を行うと視覚に頼って、発達しないのではないか」「合理的配慮を行うと全体的なクラスの理解度が下がって、他の子どもの成長を阻害するのではないか」「絵カードを使うとそれに頼り言葉を発する必要性がなくなり、その影響で言葉の発達が遅れるのではないか」「保育室から出ていく子どもを保育室にもどしてほしい」「〇〇さんだけ特別扱いしているように感じる」「お伺いを立ててからでないといけないのか」「甘やかしている感じがする」等の意見が保育者から述べられた。その質疑に対しては合理的配慮についてもう一度共通認識を確認し合い、担任保育者が実現可能な範囲の中での合理的配慮でいいこと、合理的配慮はみんな個々に違いその子どもがその子らしくクラスで活躍できるための配慮であることで決して特別扱いではないということ、絵カードは大人側の正しい使い方を実施することで場面や文脈に応じて使い分けると言葉の遅れにはつながらないこと、個別対応は実はクラス全体にも活かされている等を丁寧に説明することで食い違いを修正し、具体的な支援案を考えることができるようになってきた。素朴な疑問を呈しているようだが、このような質疑が言える環境は理解を深めていくうえで必要と言えるだろう。一方、心理士の立場から保育者の意見を受けて振り返ってみると、「みんな違う課題を持つ子どもたちの集団ということから、個別対応にも目を向けるのは難しい」「集団を動かすことだけでも大変なのに」「集団で IEP の内容をどう活用すればいいのか」等の保育者の思いが垣間見えた。しかし、現実として保育者と子どもがうまく機能していないという事実があるのであれば、一度今までの考えを転回してみるという柔軟さも必要だと思われる。また、心理士としての提案が発達理論に基づく内容だったとしても、その時点でのクラスの成熟度や課題と乖離していれば意味をなさない。クラスと子どものことを一番よく知っている担任保育者自身が、どんな支援が必要なのかを自ら気付くための情報を提供する役割が心理士に求められると考えられる。

2) 子育て支援室での取り組み

①発達相談

在園児の保護者を対象に心理士が発達相談を行っ

ている。これを幼稚部では「どんぐり相談」と呼んでいる。発達相談は、週3日、9～18時に開設している。ただし、午後2時降園の子どもの保護者（1号認定）に対しては9時～15時を、就労している保護者（2号・3号認定）には職場退勤後に利用できるように12時～18時を設定している。発達相談を実施するにあたり、相談までの流れを表4に示す。

表4 発達相談までの流れ

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> a. 保護者からメールまたは電話で相談希望が出される。相談日時を決める b. 支援保育コーディネーター・担任保育者・副担任保育者から保育における子どもの様子の聞き取りを行う c. 保育中に子どもを参加観察し、子どもの様子を把握する d. 保護者との発達相談を実施する e. 心理士が記録をかく f. 保護者がクラスでの支援を希望する場合は、相談後にミーティングを行い、保護者の主訴を保育に活かせる支援を検討する g. 保育に活かしていく <p>※保護者との相談内容は担任保育者と共有するか否かは保護者の了承を得てから行う</p> |
|--|

子どもは、家庭での様子と幼稚部での様子が違うことがよくある。そのために、事前に幼稚部での子どもの様子を担任保育者・副担任保育者からエピソードを聞いておく必要がある。その準備をした上で発達相談を行っている。発達相談の枠組みは、1ケース60分～120分としている。相談内容は子どもに関する内容、保護者の子育て不安などである。主な具体例を表5に示す。

表5 発達相談の具体例（一部抜粋・改変）

【子どもとの関わり方・子育て不安】

- ・子どもが言うことを聞かず、外で走り出したりするので危険だがどう言ったら効果的なのかわからない
- ・大人びた口調で話しどう応答すればいいのか
- ・勝ち負けにこだわる
- ・家ではぐずぐずして親が指示しないと全然動かない
- ・言うことを聞かなくて多動だが、それを個性と

受け止めていいのか、障害なのかわからない

- ・子どもが言葉通りに受け取るため親が冗談を言うと怒り出してしまうので困る
- ・わざと親の嫌がることをしている気がする
- ・よく話をするが一方的

【子どもの発達について】

- ・転んだときに手をつかないので心配
- ・2歳を過ぎて言葉がでないのでママ友から「療育に行った方がいい」と言われてつらい
- ・帰省のたびに義父母から「躾がなっていない」と言われる
- ・親類で集まる機会があり、同年代の子どもと比較すると自分の子どもは全体的に遅れている気がして気になった
- ・療育につながろうかどうか迷っている

【集団活動】

- ・恥ずかしがりやで、みんなの前で発表できない
- ・集団活動に参加してほしい
- ・先生の話を聴く時はきちんと座っていてほしい
- ・みんなが踊っていたり、歌っているときにうちの子どもはただ見ているだけで心配
- ・制作や絵を描くとき友達の真似をして自分で考えない
- ・幼稚園で友達がいないと子どもが言っている

【保護者自身のこと】

- ・夫と子育ての考え方が違う
- ・夫が育児に参加しない
- ・家での子育ては戦いで幼稚園に迎えに行くのがゆううつ
- ・近所の子どもと仲良くできないのが心配
- ・育児について相談できる相手がいない
- ・専門機関につながりたいがどこに連絡すればいいのかかわからない
- ・突然病院に行って診断を受けるのはまだ心の準備ができていないので軽く相談できる機関を知りたい
- ・療育センターなのか、病院に連絡するのかかわからない

相談内容としては、「自分の子育てのやり方でいいのか」等の子育て不安に関することが多い。発達相談は、1回で終結するケースもあれば、継続的に行う必要があるケースもある。基本的には保護者からの希望に沿って実施する。1回で終結するケースにおいても、登園・降園時の送迎の際に立ち話のような形態で相談後の報告を受け、新たな相談の内容

などを気軽に話してもらっている。

発達相談の内容によっては、他の専門家に繋いだ方がいいと思われる場合がある。その時は、支援保育コーディネーターと話し合い、信頼できる専門家にリファー（refer）する。幼稚園としては公的な機関のどこに繋がるのが適切かの情報提供は行うが最終的には保護者の判断に任せている。

②発達アセスメント

子どもの理解の手がかりとして発達検査が必要と思われる子どもには、保護者の同意を得てから、発達検査を行う。検査後には保護者に結果の説明を行い、それをもとに子ども保育生活や家庭での関わり方、具体的な合理的配慮について保護者とも話す機会を設けている。

③遊びを通した個別対応

保護者からの希望がある場合は子どもへの個別対応を実施している。個別対応は心理士と担任保育者の2名で行うが、主導的な役割は心理士が、補佐的な役割を担任保育者が担っている。対象者とラポールが成り立っている学生ボランティアが、担任保育者に替わって行うこともある。

個別対応は、子どもの発達の変化に応じて遊びを通して行う（以下、個別遊び）。心理士が作成した個別遊び案を、担任保育者、保護者にも示し、お互いの情報共有を行う。また、毎回事前に担任保育者と対象児のその日の健康状態、時間帯、情緒面、好きな手遊び等を話し合っ、園の集団生活では応じきれない細かな支援を個別対応で保障できるようにしている。それにより当日遊ぶ内容を調整し楽しく遊べるような合理的配慮も可能となる。

個別遊びは半構造化し、ある程度のルーティンの手順は決めているが、内容は子どもの変化や興味に合わせ臨機応変に対応している。個別遊びは子ども1人につき週1回、約60分以内としている。クラスの保育の流れを損なわないように配慮し集団活動や散歩の時間を除く時間帯に設定している。個別遊びの流れを表6に示す。

表6 個別遊びの流れの例

対象児、心理士、担任保育者で子育て支援室に一緒に向かう（この時に子どもの様子を視診しながら子育て支援室に向かう）

- a. 入室すると上履きを抜き、トレイの上に乘せる
- b. トイレ誘導（声かけのみ行い、排泄のタイミングは本人の意思を尊重している）
- c. 台紙にシール（毎月季節に合わせた絵柄）、を貼る
- d. 貼り終わると、トレイの上に乘せる
- e. 手遊び（対象児の関心のある手遊び）
- f. 自由遊び（ビーズ通し、クーゲルバーン等の微細運動、ボール遊び等の粗大運動による遊び）
- g. 片付け
- h. 最後に「さよならあんころもちまたきなこ」の歌を歌って終わりの合図とする
- i. 電気のスイッチをオフにする（視覚的にも個別遊びが終了することを示す）
- j. 上履きを履いて、3人で保育室まで戻る

上記の流れは毎回同じであるが、手遊び、自由遊びについては対象児の成長を見ながら変えている。流れを決めることで対象児は、次の活動を把握することができ、安心感を得るとともに能動的に行動することができる。同じ遊びでも、その日によって遊び方が違ったり、想定外の展開になることもある。個別あそびの後は担任保育者と意見や感想を交換できる時間を作り、次の個別あそびにつなげている。

個別遊びの内容は対象児の IEP と連動させて考えている。具体的には、社会的認知の発達を促す遊びを意図的に取り入れたり、コミュニケーションが苦手な子どもには、発達段階に応じた要求や応答を促す働きかけを行っている。ここでは、個別遊びに訓練的な要素を取り入れることは行っていない。すなわち、苦手とする行動ができるように強化するためではなく、あくまでも個別遊びは、子どもが楽しく遊ぶことが目的であり、その結果、自分のクラスで心を落ち着けて活動に取り組めることを目指している。それが結果的に意図しているねらいの育ちを促進すると考える。

④記録管理

発達相談、個別遊び、ミーティング、他機関との情報共有、大学教員によるコンサルテーション等、実施したすべての記録を残している。

子どもに関しては、個別ファイルを作成し、IEP に関わるすべての書類はこのファイルに保管することで、園長や担任保育者が必要な情報を閲覧できるようにしている。基本的に幼稚部では記録の書類を

職員室の外に持ち出すことを禁じられており個人情報の管理を全職員で徹底している。

保護者から秘密厳守との申し出があったケースについては、鍵のかかるキャビネットに心理士の責任のもと管理している。

4. 他機関との連携・情報共有

1) 相模女子大学子育て支援センターとの連携

①大学教員によるコンサルテーション

年1回、相模女子大学子育て支援センターのセンター員である大学教員（以下、大学教員）からコンサルテーションを受けている。IEP を策定した子どもの中でもさらに専門家の意見を必要とするケースについて、まず、大学教員に幼稚部で行動観察をしてもらい、その後、大学教員、支援保育コーディネーター、担任保育者、心理士が参加するケースカンファレンスを開催して大学教員からコンサルテーションを受ける。その内容を再び IEP に反映させ、保育の改善につなげている。

②大学教員によるスーパーバイス

心理士は、大学教員から発達相談に関してスーパーバイズを受ける機会が設けられている。

③子育て支援センター事業への参加

心理士は、子育て支援センターで大学教員が開催している「親子教室」や「発達体操」などにも参加しており、その内容を担任保育者に報告し、情報共有を図っている。

④子育て支援センターとの共催事業

子育て支援センターとの共催事業も行っている。平成29年度は、講師としてデンマーク在住の造形作家である大学客員教授の高田ケラー有子先生を招いて、「インスタレーション」のワークショップを行った。講師との連絡や打ち合わせ、当日の段取り、担任保育者との連絡などは心理士が行った。

ワークショップのねらいや当日の流れを表7に示す。

表7 ワークショップの流れ

【ワークショップのねらい】

グループワークによって、自分ひとりではできないことを人と協力し合えば大きな計画ができ、グループの中での自分の役割があることを

学ぶ

(導入→子どもたちの意見交換→制作開始→作品をみんなで鑑賞→デンマークのジャンケン→終わりのあいさつ)

2) 学外機関との連携

他機関との連携先として、相模原市の南福祉保健センター、相模原市立中央子育て支援センター療育班の発達障害支援センター、児童発達支援センターバンビ、相模原市保健センター、病院などと連携をとり情報共有を行うことで、療育と幼稚園での子どもに対する関わり方の統一などを図った。保護者が希望すれば、園長、担任保育者、心理士が関係機関を訪問して子どもの様子を聞き取り、子どもの心身の変化の情報共有を行った。

5. 考察

本稿では、子育て支援室が、開設から2年目に、幼稚園においてどのように機能したかを振り返った。そこから子育て支援室に期待されることを検討し、今度の課題を検討していきたい。

幼稚園における子育て支援の役割としてこの2年間で実施したことは、IEPの策定、クラスにおける個別支援、遊びを通した個別対応、在園児の保護者に対する発達相談、記録管理、相模女子大学子育て支援センターや学外機関との連携、学生ボランティアの受け入れ等が挙げられる。その成果としては、第一に、IEP策定を通じて、支援保育コーディネーター、担任保育者、副担任保育者、心理士が子どもの支援に対して連携がとれるようになったことだ。また、保護者に対しての発達相談においては、子育て不安の軽減につながったことが子育てに自信を持ち、親子関係に好循環をもたらした。

IEP策定に関しては、IEP策定→保育で実践→振り返りによるIEPの調整→今学期の反省・評価→次学期の課題の話し合いを実施した。保育者と心理士の互いの立場から意見交換を活発に行うことで子ども理解の手がかりをつかめた。また、副次的な作用として意見交換の機会を積極的に持つことにより、互いの立場や役割がどのように考え、どのように子ども理解をしているのかを知ることができた。これは大きな収穫であった。

保護者に対する発達相談は、大学教員のスーパーバイズを受けているケースも少なくない。より専門的で適切な助言を提供することに寄与できた。さら

に保護者の要望に応じて、子育ての専門機関に関する情報提供やリファールなど、子育て不安を一人で抱え込みやすい母親に対する重要な支援と考えられ、これからもこのスタイルを継続していきたい。

IEP策定において連携と意見交換の機会を積極的に持ったことで子ども理解についてよい影響をもたらしたと言えるが、その内容については課題が残る。幼稚園のインクルーシブ教育・保育の基本方針に基づいてそれを実践にするにあたり、合理的配慮という視点、インクルーシブ教育・保育を踏まえて保育の生活の中に落とし込んで実践するということは容易ではない。引き続き、子ども理解のための資料の配付や、短い立ち話程度も含めたこまめに意見交換の機会を設定することを心理士の立場から働きかけていくことも重要な役割であると考えている。また、子どもの気になる点に着目しがちであるが、その考え方をシフトし子どもの強みやいいところを見つけることに労力を注ぐことで、保育者が保育を楽しめる循環をつくる必要がある。

上記に付随した課題として、幼稚園として通常の療育的な支援だけではなく、保育の中での支援を保育者と心理士で構築していくために配慮しなくてはならない点が浮かび上がってきた。保育の中での支援を構築していくには、保育者と心理士が連携して機能していくために2つの配慮を要すると思われる。

1つ目は、保育面における配慮、2つ目は保育者と心理士の関係性における配慮である。

保育面に置いての配慮は、①1クラスは30名程度の人数の集団であるということ②保育者はすべての子どもの要求に応じるために保育者はその場で瞬時に優先順位をつけていかなければならない存在であるということ③保育の流れを大切にすることである。保育の流れは流動的な活動が多い、毎日の活動は週案として決まっているが、その時の子どもの興味や関心に合わせて活動や時間を変更しているからだ。

2つ目の配慮とは①保育者と心理士の信頼関係を築いていくことである。専門家同士であるからといって互いの思いだけを言い合っても建設的な意見交換は臨めない。まずは信頼関係を築くことから始める②相手をよく知ること、互いを理解する姿勢を持つことに尽力すること③保育者の立場に立って考えてみて、支援案が実現可能なことか、保育者の負担にならないかなどをイメージして考えることである。両方の意見をバランスよくあわせ持つ支援を考

えていくために、担任保育者が納得し、生活の中に落とせる IEP を考えることで、子どもの育ちに繋がると考える。保育の中の支援では、心理士も園の教育や保育方針やその内容や方法に対する理解が必要だ。その園への保育実践という中での支援の在り方を考えていく。また、保育者にも発達心理学的な知見が求められる。両者が歩み寄るためにはこれらの配慮は重要であると言えるのではないだろうか。

保護者に対する発達相談については引き続き現在のスタイルを継続していきたい。さらにインクルーシブ教育・保育について人間は障害がある、ないという分断された存在ではないということを、発達相談を通して発信していきたい。

最後に現在は在園児と在園児の保護者を対象に子育て支援を実施してきたが、認定こども園の重要な機能として地域子育て支援事業がある。小川（2007）は「就学前の子どもを育てる全ての家庭において、利用しやすい施設として期待が大きいものと考え」と述べている。在園児と在園児の保護者対象だけではなく、地域子育て支援としての役割としてど

のようなことができるのかは今後の課題である。

文献

小川千春（2007）．認定こども園における子育て支援の在り方について 聖隷クリストファー大学社会福祉学部紀要 第6号 p81-94

尾崎康子（2012）．保育所による地域の在宅育児家庭の効果的支援に関する調査研究 平成23年度「かながわ子ども・子育て支援推進調査研究」補助事業報告書

齋藤正典（2017）．共生社会の時代の特別支援教育 第2巻（柘植雅義／監修）：生活場面での合理的配慮（幼稚園）ぎょうせい

内閣府（2017）．認定こども園に関する状況について（平成29年4月1日現在）：内閣府子ども・子育て本

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomoen/jouhou.html>（平成29年11月1日）